

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年12月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000254号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000077号

第1 結論

請求者のA社(以下「請求対象事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和27年11月1日から同年6月1日に訂正し、同年6月から同年10月までの標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

昭和27年6月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年6月頃から同年11月1日まで

私は、請求対象事業所が運営するB病院で昭和27年6月頃に助手に任ぜられ勤務した。同病院における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和27年11月1日とされているが、同年6月頃には厚生年金保険に加入したはずなので、調査の上、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者は請求対象事業所において、昭和27年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求対象事業所から提出された請求者の個人台帳(人事記録)により、請求者は昭和26年5月29日に就職(研究生として無給)し、昭和27年6月から助手として勤務しており、同年6月1日から月額5,000円の給与が支給されていたことが確認できる。

また、請求対象事業所の本部人事部担当者は、請求者の請求期間に係る勤務について、当時の助手は常勤職員であり、請求期間の勤務形態と昭和27年11月1日以降の勤務形態に違いはなかった旨陳述していることから、請求者は請求期間において、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたものと考えられる。

一方、請求対象事業所において、請求期間及び請求者の厚生年金保険被保険者期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚16名に照会したところ、10名から回答があったものの、自身が採用された当時の厚生年金保険料控除について確認できる給与明細書等の

資料は得られなかった。

また、事業主は、請求期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している上、請求者は、当時の給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

以上のことから、請求者の請求対象事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和 27 年 6 月 1 日であると認められるが、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、請求者の請求期間の標準報酬月額については、個人台帳及び日本年金機構の回答から 5,000 円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険被保険者期間について、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。